

第6回 静岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時 令和2年4月21日（火）
会場 市長応接室

次 第

1 開会

2 報告

(1) 市主催イベント等の開催に関する基本方針に関する今後の方針について

【危機管理総室】

3 閉会

令和2年4月21日

静岡市

新型コロナウイルス感染症に係る
市主催イベント等の開催に関する基本方針について

静岡市が主催するイベント等の開催については、2月27日付で市の基本方針を定め、さらに、3月12日付け、3月27日付けでその方針の改正を行い、市民及び関係者の皆様にお知らせしたところであるが、4月16日に国の緊急事態宣言が全国に拡大し、本市においても、市中感染の発生が懸念され、感染拡大が長期化する見通しもあることや、感染抑止の効果を一定期間見定める必要もある。

今後は、イベント等の開催について、5月31日（日）まで下記の基本方針のとおり取り扱うこととし、本市として、新型コロナウイルス感染症への対策に、引き続いて、鋭意取り組んでいくこととする。

記

1 市主催のイベント等について

(1) 県外からの参加者が見込まれる大規模なイベント等の開催については、国内の感染拡大を回避するための国の方針を踏まえ、中止又は延期等の適切な判断をすることとする。

(2) 県外からの参加者が見込まれる大規模イベント以外のイベント等については、国の専門家会議が示した以下の内容を遵守することにより開催できることとするが、クラスターが発生する恐れがあるイベントや集会などは、開催を中止又は延期することとする。

- ① 換気が悪い密閉空間をつくらない。
- ② 多数が集まる密集場所をつくらない。
- ③ 間近で会話や発声する密接場面をつくらない。

上記に加え、感染した場合に重症化しやすい高齢者など、特に配慮が必要となる方が参加するイベントの開催については、引き続き、その実施について慎重に判断すること。

また、こまめな手洗い・消毒と咳エチケットの徹底、あるいは、共用品を使う際の消毒を徹底すること、さらに、体調不良の方の参加自粛を呼びかけるなど、「イベント等における感染対策のあり方の例（静岡市版）」（別添）を参考とし、感染防止の対策を徹底すること。

2 市が共催する又は実行委員会に参画するイベント等や、指定管理者が行う事業については、市の方針に準じて対応するよう関係者に要請していく。

なお、上記の方針については、状況に応じて随時見直しを行うこととする。

以上

【イベント等における感染対策のあり方の例（静岡市版）】

1 人が集まる場の前後を含めた適切な感染予防対策の実施

[主催者が行う内容]

- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル料などについて配慮する。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、その者が触れた場所の消毒や、接触した可能性のある者等に対して連絡先を確認するなど、適切な感染予防対策を行う。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したものでの拭き取りを定期的に行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができる様な場を確保する。

[主催者が事前に参加者に周知すべき内容]

- 発熱している場合や、咳などの症状がある方の参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬をした方の参加を認めない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方の参加を認めない。
- 飛沫感染を防ぐための徹底した対策を求める（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用する」など）。

2 クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備する。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える。）
- 共有物の適正な管理又は消毒を徹底する。

3 感染者が発生した場合の適切な対応

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状を確認する。場合によっては保健所などの公的機関に連絡できる体制を確保する。

4 その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。

※上記は例であり、様々な工夫が考えられる。